

## 愛知県におけるNPOと行政の「協議の場」づくり

### 1 「あいち協働ルールブック 2004」による協働の推進

愛知県は、NPOと行政の双方が遵守すべきルールを双方が納得する形で取りまとめた「あいち協働ルールブック 2004」を、平成16年5月に全国に先駆けて発行し、全庁的なNPOとの協働促進を図っている。

このルールブックは、NPOと行政の協働に関する基本的な考え方である「意義及び原則」と、企画立案、実施、評価の各段階での協働に当たってNPOと行政がそれぞれ守るべき「基本姿勢」の二つを柱として構成している。

なお、ルールブックでは、次の5つを協働の意義としており、これらは、「新しい公共」の理念に通ずるものといえる。

- ① 自立型地域社会の構築
- ② 県民の社会貢献や自己表現・自己実現の意欲を活かす場の拡大
- ③ 新しい社会ニーズの発掘と課題解決
- ④ 公共サービスの質の向上
- ⑤ 公共サービスの担い手の多様化

また、「協働の原則」においては、

#### ○ 目的・目標の共有

何のために協働するのかという「目的」と、いつまでにどれだけの成果をあげるのかという「目標」を相互に共有する。

#### ○ 相互理解

互いに違いがあることを認識しながら対話を進める中で、相互理解の促進と相互の信頼関係の形成に努める。

#### ○ 対等の関係

相互の自主性・自立性を尊重し合い、対等な関係のもとで協働を進める。  
を行政とNPO共通の姿勢として、掲げている。

### 2 より質の高い協働をめざして

ルールブックによる協働を評価・検証するために、NPO関係者及び行政職員（県・市町村）で構成する「NPOと行政の協働に関する実務者会議（※1）」を設置するとともに、NPOと行政のテーマ別意見交換会（※2）、行政職員向けのNPO理解促進研修会、NPO職員向けの能力向上研修会の開催などを通して、本県の協働は着実に拡大している。

## ※1 NPOと行政の協働に関する実務者会議

平成17年3月に設置し、より質の高い協働のための改善提言を数多くしている。  
第4期構成員（任期：平成22年6月～平成24年3月）

NPO：9名 有識者：1名 行政：10名（市町村6名、愛知県4名）

### ① あいち協働ルールブック2004に基づくNPOと行政の協議・検討結果（平成19年2月発行）

【概要】平成17年度に実施されたNPOと行政の協働事業を検証するとともに、平成17年8月に中間報告した協議・検討結果を踏まえて再整理し、25の改善提案と5つの課題を取りまとめた。

<5つの課題>

- ・ 行政職員のNPO理解の向上
- ・ 中長期的課題に関するオープンな議論の場
- ・ NPO全体の底上げ
- ・ 市町村とNPOの協働促進
- ・ 協働事業の積算に関する継続的な検討

### ② 行政からNPOへの委託事業の積算に関する提言（平成19年10月発行）

- ・ 事業の内容に見合った適正な人件費単価で積算することが必要
- ・ 事業を実施するために必要な経費を忘れずに積算することが必要
- ・ 団体継続に不可欠な間接費を適正に（直接費の30%以上）計上することが必要

## ※2 NPOと行政のテーマ別意見交換会

NPOの専門性、先駆性を活かした協働促進に向けて、NPOと行政、双方の実務者が、専門領域別に、意見交換を通じて相互理解の促進と課題意識の共有を図るとともに、課題解決のための役割分担や協力のあり方を探ることを目的として、平成16年度から実施している（テーマ毎に1回開催。通算73回開催）。

## 3 さらなる協働促進に向けた「協議の場」づくり

NPOは、地域社会や家庭の相互扶助機能の弱体化が進む中、自発的かつ先駆的に地域課題の解決に取り組んでいること、また、特定のテーマに専門性を持って事業を展開してきた組織であることから、公共サービスの担い手として、期待が高まっている。

みんなで支えあう公共において、NPOの持つ問題発見能力や先駆性を地域の課題解決に向けて活かしていくことが重要であり、そのためには、社会的課題をより正確で包括的に把握し、中長期的な見通しを持った事業を企画立案する前段階で、NPOと行政が情報交換・意見交換を行い、施策の方向性を検討する「協議の場」を持つことが必要である。

こうした問題意識から、平成19年度に「NPOと行政との協議の場づくり事業」を

実施し、「中長期的な課題についてNPOと行政が議論し、施策レベルでの方向性を検討する『協議の場』の必要性を提示し、その適正な設置・運営方法を検討した。

モデルケースとして設置した協議の場においては、中間支援NPOがコーディネーター役となり、NPO・行政等の参加者が課題解決に向けて協議を進め、2テーマ（地域活動担い手の育成に向けて、孤独死防止に向けて）の分科会を設置・運営した結果について、事業報告書（NPOと行政の協議の場づくり基本ガイドブック）を作成した。

#### 4 「協議の場」づくりと協働ロードマップ

NPOと行政の協働をより一層レベルアップ（質的向上・量的拡大）し、公共サービスの質を上げていくためには、個々の事業の実施段階における協働だけでなく、事業の企画立案の前段階で、NPOと行政が中長期的な視点に立ち、特定の課題についてオープンな議論を行う「協議の場」を持ち、課題・問題意識を共有し、課題解決の方向性、具体的な取組と役割分担などを検討することが必要である。

そこで、平成20年度に、有識者、NPO関係者及び行政職員（県・市町村）を構成員とする「協働ロードマップ検討会議」を開催し、行政、NPOを中心とした公共を担う各主体が参加する「協議の場」の設置・運営方法、協議内容のまとめ（協働ロードマップ）の作成等について検討した結果を、「協働ロードマップ策定手順書」として平成21年3月に取りまとめた。

##### ※1 平成21年度

協働ロードマップ策定手順書の全庁的な普及を図るとともに、特定課題ごとの協働ロードマップづくりを促進するため、社会活動推進課と関係部局が連携して、協働ロードマップ策定に係るモデル事業（事務局委託方式1件、事務局直営方式2件）を実施した。

- 要介護状態にない高齢者が利用できる地域の交流の場づくり（高齢福祉課）

※ 事務局＝NPO法人地域福祉サポートちた

地域福祉サポートちたは、この協働ロードマップに基づき、平成23年1月15日に「地域力をたがやす～ささえあいの居場所づくり～フォーラム」を開催するなど、「地域の交流の場づくり」に取り組んでいる。

- 知多半島における生態系ネットワーク形成（自然環境課）
- 食と農の理解促進に関する県民ネットワークづくり（農林政策課）

##### ※2 平成22年度

NPOと企業との協働促進のための環境整備の方策などについて協議する場として、「NPOと企業の協働に関する検討会議」を設置し、NPOと企業の協働の意義や現状の問題点、課題の克服やビジョンの実現に向けた方策と各主体の役割分担などについて、協議・検討を行い、NPOと企業の協働を促進するための協働ロードマップを策定する。